

の規定により政治団体が提出した綱領等の内容に異動があったときも、同様とする。

第二十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体（同条第二項の規定により同条第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされるものを含む。以下この項及び次条第二項において単に「国会議員関係政治団体」という。）以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）は、各年中において第十九条の十六の三第一項に規定する寄附の金額が千万円以上となつたときは、当該金額が千万円に達することとなつた寄附（以下この項及び次条第二項において「特定関係寄附」という。）に係る第十九条

ターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。これらの事項につき第一条第一項前段の規定による届出があつたときも、同様とする。

前条第二項の規定による届出があつたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の名称、第十九条の十六の三第一項の規定により国会議員関係政治団体であるものとみなされることとなつた旨、特定関係寄附が同項第一号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名及び当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者に係る公職の種

の金額から当該催物に要する経費の金額を差引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの方が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。以下同じ。）は、政治団体によつて開催されるようにならなければならない。

（政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用）

第八条の三 政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政党資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

において同じ。) 及び年月日、当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨並びに当該寄附が第十九条の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨
寄附のうち次条第二項の寄附のあつせんをされたものについては、その寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業(寄附のあつせんをした者が団体である場合にいは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。同項及び第十二条第一項第一号ハにおいて同じ。)並びに当該寄附の

議員関係政治団体に該当しなくなつたときには、第三項の規定によつては、第十九条の八第一項又は第二項の規定による通知を受けた日)から七日以内に、その異動に係る事項を第六条第一項の規定の例により届け出なければならない。同条第二項(同条第五項において準用する場合及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む)。

候補者に係る公職の種類並びに当該政治団体が同項第二号に係る国会議員關係政團であるときはその旨、当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、遅滞なく、都道府県の公報又は官報への掲載、イン

第八条の二 政治資金バーティー（対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対面にて系る収入届出がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。）

寄附をした者の氏名、住所及び職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）。次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項第一号ロにおいて同じ）、当該寄附の金額（金錢以外の財産上の利益については、特面に記載もつた金額）。以下同様まで

第七条 政治団体は、第六条第一項（同条第五項）において準用する場合及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。次条及び第七条の三において同じ。の規定により届け出た事項に異動があつたときは、第六条第五項に規定する場合に該当する場合を除き、その異動の日（第十九条の七第一項第二号に係る国会

名、當該政治団体の主たる事務所の所在地、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第二号に係る国会議員関係政治団体であるときはその

第七条の三 第六条第一項の規定による届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の台帳を調製し、これを保管しなければならない。
2 前項の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関する必要な事項は、総務省令で定める。
(届出前の寄附又は支出の禁止)

る次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 全ての収入及びこれに関する次に掲げる
事項

定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に異動が生じたときは、その異動の日から七日以内に、当該異動が生じたことにより同項の規定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に対し、同項及び同条第二項の規定の例により届け出なければならない。

段の規定による届出をする場合について準用する。

たことにより政党でなくなつたとき又は政治資金団体につき第六条の二第二項後段の規定による届出があつたときは、総務大臣は、遅滞なく、その旨を官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(会計帳簿の備付け及び記載)
第九条 政治団体の会計責任者(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。)の会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む)は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係

二　政黨は、前項の指定をしたときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。その指定を取り消したときも、同様とする。

第六条の三 政治団体は、その主たる事務所の所在地又は主として活動を行う区域の異動によつて、第十二条第一項の規定に違反する場合、司法監視することができる。

当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者に係る公職の種類並びに特定関係寄附が同項第二号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体の名称及び当該国会議員関係政治団体が第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体である旨を第六条第一項の規定の例により届け出なければならない。

3 都道府県の選舉管理委員会は、前二項の規定による公表を都道府県の公報への掲載により行つたときは、直ちに当該公報の写しを総務大臣に送付しなければならない。

三　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
(昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項
の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本
等」という。)の取得

第六条の二 政党は、それぞれ一の団体を該政党とみなす。この規定は、政黨以外の政治団体が第三条第二項の規定に該当することにより政黨となつた場合について準用する。

の十六の三第二項の規定による通知を受けた日から七日以内に、その旨、特定関係寄附が同条第一項第一号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名及び

類並びに特定關係寄附が同項第一号の寄附であるときは同号の国会議員關係政治團体の名称及び當該國會議員關係政治團體が第十九条の七第一項第三号に係る國會議員關係政治團體である

二 一 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
の元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。) 又は銀行、農林中央

2 第 2

月日及び期間、当該金銭信託が終了したときは受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額並びに信託の終了年月日前の会計簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

(会計責任者に対する明細書の提出)

十条 政治団体の代表者若しくは会計責任者と
月見を通じて当該政治団体のため寄附を受け、又は支出した者は、寄附を受け又は支出をした日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日又は支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。ただし、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

政治団体のために寄附のあつせん（特定の政治団体又は公職の候補者のために政治活動に関する寄附を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者に提供することをいう。以下同じ。）をした者は、その寄附のあつせんを終えた日から七日以内に、当該寄附をした者及び当該寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業、当

第

政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために一件五万円以上の支出をした者は、領収書等（振込みの方法により支出したときには、金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの（以下「振込明細書」といふ。）を直ちに会計責任者に送付しなければならない。

十二月日報

告書の提出) ない。
一条 政治団体の会計責任者 (報告書の記載
係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐す
者を含む。) は、毎年十二月三十一日現在で、
該政治団体に係るその年における収入、支出
の他の事項で次に掲げるもの (これらの事項
ないときは、その旨) を記載した報告書を、
の日の翌日から三月以内 (その間に衆議院議
院の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の
から選挙の期日までの期間がかかる場合 (第
十条第一項において「報告書の提出期限が延
される場合」という。) には、四月以内) に
八条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げ

込み日を

書の提出)。該政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じた者は、領収書等(振込みの方法により)に於て、該政治団体のために一件五万円以上の支拂ったときには、金融機関が作成した明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの(以下「振込明細書」といふ)を直ちに会計責任者に送付しなければならない。記載の事項で次に掲げるもの(これらの事項を含むことは、その旨)を記載した報告書を、翌日から三月以内(その間に衆議院議員選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の選挙の期日までの期間がかかる場合(第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には四月以内)に第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げ

第

政治団体のために政治資金バー・ティーの対価の支払のあつせん（特定の政治団体のために政治資金バー・ティーの対価として支払われる金銭等）を集めて、これを当該政治団体に提供することをいう。以下同じ。）をした者は、その対価の支払のあつせんを終えた日から七日以内に、当該対価の支払をした者及び当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業、当該対価が支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。

（会計責任者等が支出をする場合の手続）

十一 条 政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該

全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数口同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日、当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨並びに当該寄附が第十九条の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨同一の者によつて寄附のあつせんをされ寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附があつ

事項
二 都道府県の選舉管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。
全ての收入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる個人が負担する党費又は会費について
は、その金額及びこれを納入した者の数
同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては
その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日、当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨並びに当該寄附が第十九条の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨
同一の者によつて寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

亦

道府県の選舉管理委員会又は総務大臣に提出されなければならない。
全ての収入について、その総額及び総務省で定める項目別の金額並びに次に掲げる項個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日、当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨並びに当該寄附が第九条の十六条の三第二項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨同一の者によつて寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日
第二十二条の六第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所
機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額

~

道府県の選舉管理委員会又は総務大臣に提出するもので、その総額及び総務省で定める項目別の金額並びに次に掲げる項

個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨並びに当該寄附が第十九条の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨同一の者によつて寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

第二十二条の六第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額

機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち、特定バーティー（政治資金バーティー）のうち、当該政治資金バーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。）又は特定バーティーになる

ト

道府県の選舉管理委員会又は総務大臣に提出するもので、定める項目別の金額並びに次に掲げる項は、個人が負担する党費又は会費について、その金額及び総務省にての収入について、その総額及び総務省によればならない。

同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、は、その金額及びこれを納入した者の数を算出するものである。同一の者からの寄附をした者の氏名、住所及び職業、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日、当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者である者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨並びに当該寄附が第十九条の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨。

同一の者によつて寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日。

第二十二条の六第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所。

機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額。

機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち、特定パーティー（政治資金パーティー）のうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。（以下この条及び第十八条の二において同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては、これらのバー・ティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数。

の支出」と、同条第二項中「一件五万円以上の支出し」とあるのは「支出」とする。

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第十九条の十 国会議員関係政治団体(第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により第十二条第一項各号に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を報告書に記載すべき年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第十九条の十五まで及び第十九条の十六の二において同じ。)の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、第十二条第一項中「三月以内」とあるのは「五月以内」と、「四月以内」とあるのは「六月以内」と、同項第二号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費(第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費)の支出」と、「五万円以上」のあるのは「二万円を超える」と、第十七条第一項中「三十日以内」とあるのは「六十日以内」とする。

(国会議員関係政治団体に係る領収書等を徵し難かつた支出の明細書等の作成)

第十九条の十一 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行つた支出のうち領収書等を徵し難い事情があつたものについては、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徵し難かつた支出の明細書(振込明細書があるときには、第十二条第二項の当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徵し難かつた支出の明細書等」という。)を作成しなければならない。

(翌年の繰越しの金額の確認等)

第十九条の十二 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、総務省令で定めるところにより、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき翌年の繰越しの金額が、第十二条第一項の規定により同項各号に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を報告書に記載すべき年の十二月三十日又は当該国会議員関係政治団体が解散し若しくは政治団体でなくなった日

における当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の口座の残高を確認することができる書類(以下「残高確認書」という。)に記載された残

高の額(当該国会議員関係政治団体が二以上の口座を有する場合には、その合計額)次項において同じ。)と一致しているかどうかを確認しなければならない。

2 (国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による確認により同項の翌年への繰越しの二において同じ。)と一致しているかどうかを確認しない。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による確認により同項の翌年への繰越しの金額が同項の残高の額と一致しないことが判明したときは、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、総務省令で定めることにより、その旨及びその理由を記載した書面(以下「差額説明書」という。)を作成しなければならない。

(国会議員関係政治団体に係る会計帳簿等の保存)

第十九条の十一の三 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等、第十九条の十一の二第一項に規定する残高確認書及び同条第二項に規定する差額説明書」とする。

(第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用)

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十一条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項、前条において読み替えて適用する第十六条第一項及び第十九条の八の二の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体の代表者による届出をした日から適用する。

(国会議員関係政治団体の代表者による収支報告書に関する監督)

第十九条の十二の二 国会議員関係政治団体の代表者は、第十二条第一項の報告書に記載に係る会計責任者の職務がこの法律の規定に従つて行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければならない。

(国会議員関係政治団体の代表者による随时又是定期の確認)

第十九条の十二の三 国会議員関係政治団体の代表者は、隨時又は定期に、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等、振込明細書

残高確認書及び差額説明書が保存されていること。

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係る収入及び支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

(登録政治資金監査人による政治資金監査)

第十九条の十三 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該報告書及び当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する調査について、同法第三十三条の規定は、適用しない。

3 (政治資金監査報告書の提出)

第十九条の十四 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、当該報告書がこの法律の規定に従つて作成され、当該報告書及び前項の報告書に併せて提出すべき書面を示して説明しなければならない。

4 前項の政治資金監査報告書の様式は、総務省令で定める。

5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。

6 第三項の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第三十二条第二項(同法第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定による調査については、同法第三十三条の規定は、適用しない。

(政治資金監査報告書の提出)

第十九条の十四の二 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、当該報告書がこの法律の規定に従つて作成され、当該報告書及び前項の報告書に併せて提出すべき書面を示して説明しなければならない。

7 (国会議員関係政治団体の代表者による報告書提出時の確認等)

第十九条の十四の三 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、当該報告書がこの法律の規定に従つて作成され、当該報告書及び前項の報告書に併せて提出すべき書面を示して説明しなければならない。

8 前項の政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者がこの法律の規定による確認の結果及び前項の規定による説明の内容並びに第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者に交付しなければならない。

9 前項の確認書の様式は、総務省令で定める。

10 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項の報告書を提出するときは、第二項の規定により交付された確認書を当該報告書に添付しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出)

第十九条の十五 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書の提出並びに前条第四項の規定による確認書の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うよう努めるものとする。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書が公表された日から三年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出(人件費以外の経費の支出に限る。)のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し(以下この条及び第三十二条第一号において「少額領収書等の写し」という。)の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

2 前項の規定による開示の請求(以下この条において「開示請求」という。)は、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目ごとに区分してしなければならない。

3 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面

(次項において「開示請求書」という。)を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所

二 開示請求に係る国会議員関係政治団体の名稱並びに少額領収書等の写しに係る支出がされた年及び第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目

三 開示請求に係る国会議員関係政治団体の名稱並びに少額領収書等の写しに係る支出がされた年及び第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目

4 開示請求書に形式上の不備があると認めるとき

は、開示請求をした者(以下この条において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

5 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するとの認められる場合に該当するときを除き、当該開示請求があつた日から十日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対する開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

6 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令があつた日から二十日以内に、総務省令で定めるところにより、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。ただし、当該命令に係る少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日)から三十日以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

7 第五項の規定による命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、前項に規定する期間を総務省令で定める相当の期間延長するよう求めることができる。

8 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定により期間の延長を求めるときは、第六項の理由その他総務省令で定める事項を記載した書面をもつてしなければならない。

9 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第七項の規定による期間の延長の求めがあつたときは、第六項に規定する期間を相当の期間延長するものとする。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

10 理由を書面により通知しなければならない。

11 開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、第六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内に

そのすべてについて第十一項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出さ

れた少額領収書等の写し(同項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写し)(当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。)を開示しなければならない。

12 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日(第

13 第十一項の規定による命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。ただし、当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないときは又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を通知すれば足りる。

14 第十二項の規定による命令を受けた国会議員関係政治団体から第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がない旨の通知があつたときは、その旨を通知すれば足りる。

15 少額領収書等の写しの開示は、閲覧又は写しの交付により行う。

16 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第五項の規定による命令に違反して当該国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を、遅滞なく、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

17 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第六項の規定により提出された少額領収書等の写しについて、これに係る第十二条第一項の報告書を保存すべき期間保存しなければならない。

18 第六項の規定により提出された少額領収書等の写し(その写しを含む。)については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律又は都道府県情報公開条例(都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例をいう。)の規定は、適用しない。

19 開示請求をする者は、少額領収書等の写しの開示を受ける者は、それぞれ、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係るものについては政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条第一項の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該

務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当的部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの少額領収書等の写しについては相当の期間内に当該決定をすれば足りる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第十一項に規定する期間内に、開示請求者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本項を適用する旨及びその理由

二 残りの少額領収書等の写しについて開示決定をする期限

九号) 第十二条第四項の規定により同項に規定する行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第二百三十

二 第十九条の十八第二項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。	該当するに至ったとき。
三 前条第一項の規定により登録を取り消されたとき。	登録政治資金監査人が前項第一号又は第二号に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、政治資金適正化委員会にその旨を届け出なければならない。
2 登録政治資金監査人の登録をしたとき及び登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨及び登録を抹消した場合にはその事由を、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告しなければならない。	(登録及び登録の抹消の公告)
第十九条の二十四 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録をしたとき及び登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨及び登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨及び登録を抹消した場合にはその事由を、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告しなければならない。	(登録政治資金監査人証票の返還)
第十九条の二十五 登録政治資金監査人の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、登録政治資金監査人証票を政治資金適正化委員会に返還しなければならない。	(登録の細目)
第十九条の二十六 この節に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、登録政治資金監査人名簿、登録政治資金監査人証票その他登録に関する細目については、総務省令で定める。(登録政治資金監査人の研修)	(登録の細目)
第十九条の二十七 登録政治資金監査人は、総務省令で定めるところにより、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を受けるものとする。	(登録政治資金監査人の研修)
2 政治資金適正化委員会は、前項の研修を修了した者について登録政治資金監査人名簿に当該研修を修了した旨を付記するとともに、当該研修を修了した者に対しその旨を証する書面を交付しなければならない。(秘密保持義務)	(登録政治資金監査人の名簿)
第十九条の二十八 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。登録政治資金監査人の使用者であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	(登録政治資金監査人の使用者)
2 又はこれらの方であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	(登録政治資金監査人の使用者)

く、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。	かさどる。
第三節 政治資金適正化委員会(設置)	第三節 政治資金適正化委員会(設置)
第十九条の二十九 総務省に、政治資金適正化委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。	第十九条の二十九 総務省に、政治資金適正化委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。
四 政治資金監査に関する具体的な指針を定めること。	四 政治資金監査に関する具体的な指針を定めること。
五 登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこと。	五 登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこと。
六 第十九条の十六第五項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合についての具体的な指針を定めること。	六 第十九条の十六第五項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合についての具体的な指針を定めること。
七 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき委員会に属させられた事務	七 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき委員会に属させられた事務
2 委員会は、必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができる。(組織)	2 委員会は、必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができる。(組織)
2 委員会は、委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。(会議)	2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。(会議)	3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
第十九条の三十三 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて委員のうちからこれを定める。	第十九条の三十三 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて委員のうちからこれを定める。
2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。	2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。
7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。(委員長)	7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
6 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、総務大臣は、くじで定める一人以外の委員を罷免するものとする。	6 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、総務大臣は、くじで定める一人以外の委員を罷免するものとする。
第十九条の三十四 委員会は、委員長が招集する。	第十九条の三十四 委員会は、委員長が招集する。
2 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができるない。	2 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができるない。
3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。	3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は委員長とみなす。	4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は委員長とみなす。
2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。(資料の提出その他の協力)	2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
第十九条の三十五 委員会は、その所掌事務を行ふため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。	第十九条の三十五 委員会は、その所掌事務を行ふため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。	2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
2 委員の任期は、前任者の残任期間とする。	2 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、新たに委員が、その後最初に召集されたとき、新規に委員会に事務局を置く。	3 委員会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、新たに委員が、その後最初に召集されたとき、新規に委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。	2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。	3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
第十九条の三十七 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。	第十九条の三十七 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
第四章 報告書の公開(収支報告書の公表)	第四章 報告書の公開(収支報告書の公表)
第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該報告書を、インターネットを利用して公表する方法により公表しなければならない。この場合において、第十二条第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の十一月三十日までに公表するものとする。	第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を公表においては、第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む)次条第一項及び第二項において同じ)の規定による書面、第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書及び第十九条の十四の二の二第四項の規定による確認書を、前項の報告書と一緒に公表するものとする。
2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。	2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。
7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
6 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、総務大臣は、くじで定める一人以外の委員を罷免するものとする。	6 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、総務大臣は、くじで定める一人以外の委員を罷免するものとする。
第十九条の三十三 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて委員のうちからこれを定める。	第十九条の三十三 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて委員のうちからこれを定める。
2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。	2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。
7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。(委員長)	7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
6 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、総務大臣は、くじで定める一人以外の委員を罷免するものとする。	6 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、総務大臣は、くじで定める一人以外の委員を罷免するものとする。
第十九条の三十四 委員会は、委員長が招集する。	第十九条の三十四 委員会は、委員長が招集する。
2 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができるない。	2 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができるない。
3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。	3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は委員長とみなす。	4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は委員長とみなす。
2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。	2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
第十九条の三十五 委員会は、その所掌事務を行ふため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。	第十九条の三十五 委員会は、その所掌事務を行ふため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。	2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
3 委員の任期は、前任者の残任期間とする。	3 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、新たに委員が、その後最初に召集されたとき、新規に委員会に事務局を置く。	4 委員会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、新たに委員が、その後最初に召集されたとき、新規に委員会に事務局を置く。

(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。)
 第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

国から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

前二項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれららの者に係る第三条第一項第二号若しくは第三号ロの規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。

第一項及び第二項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれららの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する者を推薦し、支持し、若しくはこれに対する政治活動に対してもする政治活動に関する寄附について適用する。

一 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の法人

二 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人

何人も、第一項又は第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附することを勧誘し、又は要求してはならない。

第二十二条の四 三事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じてている会社は、当該何人も、前項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

寄附をしてはならない。

第二十二条の五 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所(以下この項において単に「金融商品取引所」という。))に上場されている株式を発行している株式会社のうち定期株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法(平成十七年法律第八十六号)第一百二十四条第一項に規定する基準日(以下この項において「定期株主総会基準日」という。)を定めた株式会社であつて直近の定期株主総会基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定期株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたものから、政治活動に関する寄附を受けたものにあつては、当該定期株主総会基準日において、日本法人であつて、その発行する株式が金融商品取引所において五年以上継続して上場されているもの(新設合併又は株式移転により設立された株式会社(当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社のすべてが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株式が当該新設合併又は株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。)のうちその発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が五年に満たないものであつて、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株式がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものを含む。)がする寄附については、この限りでない。

前項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものは、政治活動に関する寄附をするときには、同項本文に規定する者であつて同項第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(寄附のあつせんに関する制限)

第二十二条の六 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

前項及び第四項の規定(匿名寄附の禁止に係る部分に限る。)は、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は

政治資金団体に対してする寄附でその金額が千円以下のものについては、適用しない。

第二十二条の六の二 何人も、政治資金団体の預金又は貯金の口座への振込みによることなく、政治資金団体に対して寄附をしてはならない。

ただし、その金額が千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。)による寄附については、この限りでない。

政治資金団体は、その寄附を受ける者の預金又は貯金の口座への振込みによることなく、政治活動に関する寄附をしてはならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

何人も、前二項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十二条の七 何人も、政治資金バー黛ーの対価の支払を受けてはならない。

第一項若しくは第二項の規定に違反してされる寄附に係る金銭若しくは物品の提供があつたとき又は前項の規定に違反して金銭若しくは物品による寄附を受けたときは、これらの金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は又は当該寄附を受けた者は、政令で定めることにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

前項第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(寄附のあつせんに関する制限)

第二十二条の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあつせんに係る行為をしてはならない。

政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わぬ、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他の性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

第二十二条の八 政治資金バー黛ーの対価の支払に関する制限

何人も、政治資金バー黛ーを開催する者は、一の政治資金バー黛ーにつき、同一の者から、百五十万円を超えて、当該政治資金バー黛ーの対価の支払を受けてはならない。

第一項の寄附に係る金銭又は物品の提供があつたときは、当該金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は、政令で定めることにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

前項に規定する国庫への納付に関する事務は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととする。

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二条の八の二 何人も、政治資金バー黛ーの対価の支払をするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金バー黛ーの対価である旨を書面により告知しなければならない。

第二十二条の六第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同条第三項中「寄附」とあるのは「政治資金バー黛ーの対価の支払」に、第二十二条第一項中「政治資金バー黛ーの対価」とあるのは「政治資金バー黛ーの対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金バー黛ーの対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同条第三項中「政治活動に関する寄附」とあるのは「当該対価」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

第二十二条の八の二 何人も、口座への振込み(政治資金バー黛ーを開催する者の預金又は貯金の口座への振込みをいう。次項及び第三項における同じ。)によることなく、政治資金バー黛ーの対価の支払をすることができない。

前二項の規定にかかるわらず、政治資金バー黛ーの開催日に当該政治資金バー黛ーの開催場所においてする当該政治資金バー黛ーの対価の支払その他口座への振込み以外の方法によ

つてすることがやむを得ないと認められる政治資金バーティーの対価の支払及びその收受については、口座への振込み以外の方法によつてすることができる。この場合において、口座への振込み以外の方法によつて当該対価の支払を受けた者は、遅滞なく、その政治資金バーティーの対価に係る金銭を当該政治資金バーティーを開催する者の預金又は貯金の口座に預け入れるものとする。

(政治活動に関する寄附又は政治資金バーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限)

第二十二条の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十五年法律第百八十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員で次に掲げるものは、その地位を利用し、政治活動に関する寄附を求め、若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人(平成十五年法律第百八十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員で次に掲げるものは、その地位を利用し、政治執行法人をいう。以下同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人(平成十五年法律第百八十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員で次に掲げるものは、その地位を利用し、政治活動に関する寄附を求め、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金バーティーに対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金バーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

役職員又は構成員として当該違反行為をした者) 第二十二条の八第二項の規定に違反して対知をしなかつた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者) 第二十二条の八第三項の規定に違反して対価の支払をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者) 第二十六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第一項の規定に違反して対価の支払のあつせんに係る行為をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 第二十二条の九第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金バーイーに對価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金バーイーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与した者

四 第二十二条の九第二項の規定に違反して同一条第一項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者) 第二十六条の五 次の各号の一に該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第二項の規定に違反して寄附を集めた者

二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第二項の規定に違反して対価として支払わせる金額等を集めた者

第二十六条の六 第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の四の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第二十八条 第二十三条から第二十六条の五まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

第二十九条 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の四及び前条第二項の罪を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

第三十条 削除 (監督上の措置)

第三十一条 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、この法律の規定により提出された届出書類、報告書若しくはこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面(以下この条において「報告書等」という)に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該報告書等を提出した者に対して、説明を求め、又は当該報告書等の訂正を命ずることができる。

(政治資金の規正に関する事務に係る国庫の負担)

第三十二条 次の各号に掲げる経費は、国庫の負担とする。

一 第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に要する費用

二 第二十条の二第一項の規定による報告書、書面(第十二条第二項の規定によるものに限り)、政治資金監査報告書及び確認書の保存に要する費用

三 第二十条の二第二項の規定による報告書の閲覧の施設のために要する費用

四 第二十条の二第二項の規定による報告書の電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例)

第三十二条の二 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項若しくは第二項、第十二条第一項若しくは第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む)、第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む)、第十七条第一項、第十八条第五項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四、第十九条の十四の二第四項又は第二十九条の規定(以下この条において「届出等関係項目(第十七条第四項において準用する場合を含む)」)による届出又は添付の金刑を科する。

第三十二条の三 団体の役職員又は構成員が、第二十三条及び第二十六条から第二十六条の五までの規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に対して当該各条の罰額を没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十二条の四 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項若しくは第二項、第十二条第一項若しくは第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む)、第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む)、第十七条第一項、第十八条第五項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四、第十九条の十四の二第四項又は第二十九条の規定(以下この条において「届出等関係項目(第十七条第四項において準用する場合を含む)」)による届出又は添付の金刑を科する。

第三十二条の五 個人が政治活動に関する寄附の規定により提出すべき書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第十九条の三第二項の規定により保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

第三十二条の四 個人が政治活動に関する寄附の規定により提出すべき書面(以下この条において「報告書等」という)に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該報告書等を提出した者に対して、説明を求め、又は当該報告書等の訂正を命ずることができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に

より従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

のは「昭和五十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間において」と、「その年における」とあるのは「昭和五十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間において」とあるのではなく、「昭和五十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間において」とある。新法第十九条の八中「その年において」とあるのは「昭和五十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間において」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為並びに附則第二条の規定により從前の例によることとされる旧法第十二条第一項の規定による報告書及び旧法第十七条第一項の規定による報告書の提出に係る事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののは、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和五七年八月二四日法律第八一号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(適用区分等)

第十三条 附則第一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされるこの法律による改正前の公職選挙法第八十六条の規定により候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者(当該候補者となろうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む。)は、この法律による改正後の政治資金規正法第三条第四項の公職の候補者に含まれるものとする。

附 則 (平成四年一二月一六日法律第九九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第七条から第十一条までの規定は、同年四月一日から施行する。
(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の政治資金規正法(以下附則第六条までにおいて「新法」という。)第四条第一項の規定は、第一条の規定の施行の日(以下附則第六条までにおいて「施行日」という。)以後に收受される金銭、物品その他の財産上の利益で施行日以後に運用に供される金銭等に相当する金銭等の当該運用に係る収受について適用し、施行日以後に收受され

第三条 新法第八条の一の規定は、施行日以後に新たに運用に供される政治団体の有する金銭等及び公職の候補者が受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等の運用について適用する。

第四条 新法第九条第一項第三号の規定は、施行日以後に新たに運用に供される政治団体の有する金銭等の運用について適用する。

第五条 新法第十二条第一項(新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。(以下この条において同じ。))の規定は、施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係る第一条の規定による改正前の「政治資金規正法」(以下この条において「旧法」という。)第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

第六条 新法第十九条の六第一項第四号の規定は、施行日以後に新たに運用に供される保有金に相当する金銭等の運用について適用する。
(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の「政治資金規正法」(以下附則第十一条までにおいて「新法」という。)第九条第一項第一号への規定は、第二条の規定の施行の日(以下附則第十一条までにおいて「施行日」という。)以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で施行日以後に收受されるものについて適用する。

第八条 新法第九条第一項第一号トの規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金銭等について適用する。

第九条 新法第十二条第一項第一号チ（新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、施行日以後に開催される政治資金バークティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金額等について適用する。

第三条 新法第十二条第三項の規定は、施行日以後に開催される政治資金バークティーの対価に係る収入で施行日以後に收受されるものについて適用する。

第十一条 新法第十八条の二の規定は、施行日以後に同条第一項の特定バークティーになると見込まれる政治資金バークティー（第二条の規定の施行の際際に特定バークティーとなつているものを含む。以下この条において同じ。）を開催する政治団体以外の者について適用する。この場合において、第二条の規定の施行の際際に施行日以後に特定バークティーになると見込まれる政治資金バークティーを開催しようとしている政治団体以外の者に係る同項の規定の適用については、同項中「当該政治資金バークティーを開催しようとする時」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律（平成四年法律第九十九号）第二条の規定の施行の日」とする。

第十二条 新法第二十二条の八第一項から第三項までの規定は、施行日以後に開催される政治資金バークティーの対価に係る収入のうち対価の支払で施行日以後に開催される政治資金バークティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金額等について適用する。
（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行期日（施行期日）

該各条は、當該各条の施行する日から施行する。

は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律に基づく政令により当該地方公共団体又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後

のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「处分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則にする経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二百五十一条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方針について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一年七月一六日法律第一〇四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。)第二十六条(新法第二十一条第一項及び第二十二条の二に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に会社、労働組合、職員団体その他の団体(以下「団体」という。)が資金管理団体に対してもする寄附についてされた行為に対しても、適用しない。ただし、当該寄附により、当該団体が当該期間内に政党及び政治資金団体以外の者に対する寄附の額が新法第二十一条の三第一項第二号から第四号までの各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額の二分の一に相当する額を超えることとなる場合は、当該団体が当該期間内に同一の資金管理団体に対してした寄附の額が五十万円を超えることとなる場合は、この限りでない。

(施行期日)
第一則 この法律(第一条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。たゞし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成一四年六月八日法律第四〇号)抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定

（罰則に関する経過措置の政令への委任）

第三十九条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置

則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

行に關し必要な経過措置は政令で定める。附則（平成一五年七月一六日法律第
一九号）抄

第一条 ここの法律は、地方独立行政法人法（平成二十二年法律第二百四十九号）（施行期日）

る。十五年法律第百十八号)の施行の日から施行

(その他の経過措置の政令への委任)
第六条の附則に規定するもののほか、
二の

る。法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

附則（平成一六年一二月一日法律第○五号抄）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から（施行期日）

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する
則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一二月三日法律第
五四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六（施行期日）

（下「施行日」という。）から施行する。

(処分等の効力)
第一百一十一条 この法律の施行前のそれぞれの

律（これに基づく命令を含む。以下この条について同じ。）の規定によつてした処分、手続

の他の行為であつて、改正後のそれぞれの法の規定に相当の規定があるものは、この附則

別段の定めがあるものを除き、改正後のそれの法律の相当の規定によつてしたものとみます。

(罰則に関する経過措置)
第一百一十二条 この法律の施行前にした行為並

にこの附則の規定によりなお従前の例による
ととされる場合及びこの附則の規定によりな

その効力を有することとされる場合における法律の施行後にした行為に対する罰則の適

については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八号）抄

（施行期日）

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

（無尽業法等の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第一百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一及び二 略

三 政治資金規正法第八条の三第一号、第九条第一項第三号イ及び第十二条第一項第三号ホ（罰則に関する経過措置）

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第一百四十二条第一項の規定による郵便貯金銀行に係る特定日前に行方に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年一月二日法律第一〇四号）抄

1 この法律は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の廃止の日から施行する。

3 第二条の規定の施行の日前にされた政治資金団体に対する寄附については、なお従前の例による。

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成一七年一月二日法律第一〇五号）抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、同法第十八条の二第二項の改正規定（「第十六条」を「第十六条第一項」に改める部分を除く。）、同法第二十条第一項の改正規定（「第十六条」を「第十六条第一項」に改める部分を除く。）、同法第二十条の二第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに第二条及び第三条の規定並びに附則第四条から附則第六条まで、附則第八条及び附則第十条から附則第十二条までの規定 平成十九年一月一日

二 第四条並びに附則第七条、附則第九条及び附則第十三条の規定 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の廃止の日

（政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の政治資金規正法（以下附則第六条まで及び附則第十五条において「新政治資金規正法」という。）第九条の第一項第一号の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に政治団体が受ける寄附について適用し、施行日前に政治団体が受けた寄附については、なお従前の例による。

2 新政治資金規正法第十二条第一項第一号の規定は、施行日以後に提出すべき期間が開始する同項の規定による報告書及び施行日前に提出すべき期間が開始した第一条の規定による改正前の政治資金規正法（以下附則第六条までにおいて「旧政治資金規正法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧政治資金規正法第十七条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

第三条 施行日の直近の定時株主総会基準日（新政治資金規正法第二十二条の五第一項に規定する定時株主総会基準日をいう。以下この条において同じ。）において外国人又は外国法人が発行済株式の過半数に当たる株式を保有していた株式会社に係る施行日以後最初の定時株主総会基準日までの間ににおける新政治資金規正法第二十二条の五第一項の規定の適用については、同項中「その他の組織」（金融商品取引法第二条第六項に規定する金融商品取引所（以下この項において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社のうち定時株主総会において議決権を使用することができる者を定めるための会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百二十四条第一項に規定する基準日（以下この項において「定時株主総会基準日」という。）を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の過半数に当たる株式を保有していたもの」とあるのは、「その他の組織」とする。

第四条 新政治資金規正法第十二条第二項（新政治資金規正法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に提出すべき期間が開始する新政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新政治資金規正法第七条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日前に提出すべき期間が開始した第一条の規定による改

開始した旧政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日前に旧政治資金規正法第十七条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

第六条 新政治資金規正法第二十条の三の規定
は、一部施行日以後て提出すべき期間が開始す

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第八条及び第十条の規定によりなほ從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（検討）

第十五条 新政治資金規正法第二十二条の五の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新政治資金規正法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年六月一日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

前から引き続き保有している土地若しくは建物の所有権又は借地権
二 資金管理団体が一部施行日前にされた土地若しくは建物の所有権又は借地権の取得に係る契約又は遺贈に基づいて一部施行日以後に取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権

四 口 又は前号に掲げる建物の所有権を保有してお
り又は取得した場合（当該建物の所有権を
引き続き保有するために当該建物の敷地
を使用する権原を新たに取得することが必
要な事情があるとき限り。）において、
一部施行日又は当該建物の所有権の取得の
日から一年以内に取得する当該建物の敷地
の借地権（当該借地権の取得が困難な事情
があるときは、当該敷地の所有権を含む。）
は建物の所有権又は借地権（この号に掲げ
る土地若しくは建物の所有権又は借地権を含
む。）に代えて、一部施行日以後に換地処分
等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百
十九号）その他の法律による土地区画整理事
業等の事業における換地処分その他の從前の
土地若しくは建物の所有権又は借地権に代え
て他の土地若しくは建物の所有権又は借地権
を取得させる手続をいう。）により取得する
土地若しくは建物の所有権又は借地権

（資金管理団体が一部施行日以後に第一号
を保有しており又は取得した場合において、
一部施行日又は当該取得の日から一年
以内（当該期間内に次号に規定する換地處
分等に関して当該土地に係る建物の所有権
の取得が制限される期間があるときは、一
年に当該期間を加えた期間以内とする。）
に取得する当該土地（当該土地について次
号に規定する換地処分等があつたときは、
当該換地処分等により取得した土地を含
む。）の上の建物の所有権

口 資金管理団体が一部施行日以後に第一号
又は前号に掲げる建物の所有権を保有して
おり又は取得した場合（当該建物の所有権
を引き続き保有するために当該建物の敷地
を使用する権原を新たに取得することが必
要な事情があるとき限り。）において、
一部施行日又は当該建物の所有権の取得の
日から一年以内に取得する当該建物の敷地
の借地権（当該借地権の取得が困難な事情
があるときは、当該敷地の所有権を含む。）
は建物の所有権又は借地権（この号に掲げ
る土地若しくは建物の所有権又は借地権を含
む。）に代えて、一部施行日以後に換地処分
等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百
十九号）その他の法律による土地区画整理事
業等の事業における換地処分その他の從前の
土地若しくは建物の所有権又は借地権に代え
て他の土地若しくは建物の所有権又は借地権
を取得させる手続をいう。）により取得する
土地若しくは建物の所有権又は借地権

（資金管理団体（新法第十二条第一項の規定に
より報告書に記載すべき資産等があつた年の十
二月三十一日又は解散し、若しくは目的の変更
その他により政治団体でなくなつた日において
資金管理団体であったものを含む。）の会計責

前から引き続き保有している土地若しくは建物の所有権又は借地権

二、資金管理団体が一部施行日前にされた土地若しくは建物の所有権又は借地権

三、次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権

イ、資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる土地の所有権又は借地権を保有しており又は取得した場合において、一部施行日又は当該取得の日から一年以内（当該期間内に次号に規定する換地処分等に關して当該土地に係る建物の所有権の取得が制限される期間があるときは、一年に当該期間を加えた期間以内とする。）に取得する当該土地（当該土地について次号に規定する換地処分等があつたときは、当該換地処分等により取得した土地を含む。）上の建物の所有権

ロ、資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる建物の所有権を保有しており又は取得した場合（当該建物の所有権を引き続き保有するために当該建物の敷地を使用する権原を新たに取得することが必要な事情があるときに限る）において、一部施行日又は当該建物の所有権の取得の日から一年以内に取得する当該建物の敷地の借地権（当該借地権の取得が困難な事情があるときは、当該敷地の所有権を含む。）に代えて、一部施行日以後に換地処分等（土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）その他の法律による土地地区画整理事業等の事業における換地処分その他の從前の

四、

第一項の規定による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出に係るこの法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、おなじく従前の例による。

前から引き続き保有している土地若しくは建物の所有権又は借地権

二 資金管理団体が一部施行日前にされた土地若しくは建物の所有権又は借地権

若しくは建物の所有権又は借地権の取得に係る契約又は遺贈に基づいて一部施行日以後に取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権

三 次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権

イ 資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる土地の所有権又は借地権を保有しており又は取得した場合において、一部施行日又は当該取得の日から一年以内（当該期間内に次号に規定する換地処分等に関して当該土地に係る建物の所有権の取得が制限される期間があるときは、一年に当該期間を加えた期間以内とする。）に取得する当該土地（当該土地について次号に規定する換地処分等があつたときは、当該換地処分等により取得した土地を含む。）の上の建物の所有権

ロ 資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる建物の所有権を保有しており又は取得した場合（当該建物の所有権を引き続き保有するために当該建物の敷地を使用する権原を新たに取得することが必要な事情があるときに限る。）において、一部施行日又は当該建物の所有権の取得の日から一年以内に取得する当該建物の敷地の借地権（当該借地権の取得が困難な事情があるときは、当該敷地の所有権を含む。）一部施行日又は当該建物の所有権の取得の日から一年以内に取得する当該建物の敷地の借地権（当該借地権の取得が困難な事情があるときは、当該敷地の所有権を含む。）に代えて、一部施行日以後に換地処分等（土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）その他の法律による土地地区画整理事業等の事業における換地処分その他の從前の土地若しくは建物の所有権又は借地権に代える土地若しくは建物の所有権又は借地権を取得させる手続をいう。）により取得する

四 在及び面積とあるのは「所在、面積及び利用の現況（当該資金管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該資金管理団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者の関係並びに使用の対価の価額をいう。）」と、同号ロ中「所在及び床面積」とあるのは「所在、床面積及び利用の現況（当該資金管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該資金管理団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者の関係並びに使用の対価の価額をいう。）」とする。

第三条 新法第十九条の五の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係るこの法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例によることとする。

二 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

対象の拡大、当該特別控除に係る控除率の引上げその他の個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3

公職の候補者が選挙区の区域（選挙の行われる区域を含む。）を単位として設けられる政党の支部で当該公職の候補者が代表者であるものに対する政治活動に関する寄附を寄附金控除の特例等の適用の対象としないための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

4

前三項に定めるもののほか、この法律による改正後の政治資金規正法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、当該規定の施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。